

いしかわGAP認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県がいしかわGAPに基づき実践される農業生産工程管理の確認をすることにより、生産者の経営体質強化並びに県産農林産物に対する消費者及び実需者からの信頼性向上を図るため、いしかわGAP認証制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認証対象農林産物の区分

穀物、青果物、きのこ、その他食用作物

(2) 認証

農林産物の生産に当たって、認証に関する基準（以下、「認証基準」という。）及び認証に関する要件（以下、「認証要件」という。）に適合していることを、知事が認め証明することをいう。

(3) 認証取得者

前号の規定により認証を取得した生産者、団体をいう。

(4) 現地調査員

農場の生産工程管理の実施状況を基準に基づき調査する者をいう。基準を満たしているか否かの判断、改善指示、改善状況の現地調査を行い、その結果をいしかわGAP認証審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に報告する。なお、現地調査員は、生産振興課に所属する職員のうち、農業生産工程管理に関する研修（JGAP指導員基礎研修等をいう。）を受講した者とし、かつ認証の申請にあたり指導・支援に携わっていない者とする。

(審査委員会)

第3条 知事は、制度の公平性及び客観性を確保し適正な運営を図るため、別に定めるところにより、認証の適否を審査する審査委員会を設置するものとする。

(認証基準)

第4条 認証基準は、いしかわGAPの適合基準とする。

2 団体認証の場合は、前項のほか「いしかわGAP団体事務局用認証基準」を認証基準とする。

(認証要件)

第5条 認証を申請することができる生産者、団体は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 県内で農林産物を生産する個人、若しくは個人が共同管理により生産を行う任意組織若しくは、法人又はそれらが組織する団体であること。
- (2) 前号における団体は、対象とする農林産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有すること。

(認証申請)

第6条 認証を受けようとする生産者等は、認証対象農林産物の区分ごとに知事に申請するものとする。

- 2 申請の区分は、個別又は団体とする。

(審査)

第7条 知事は前条の申請があった場合、現地調査員が行う現地調査結果に基づいて、認証基準に適合していることを確認するものとする。

なお、団体を審査する場合にあっては、団体事務局及び別に定めるところにより抽出した農場数を調査するものとする。

- 2 知事は、現地調査の結果、認証基準に適合していることを確認した場合、審査委員会を開催し、認証について判定するものとする。

(認証)

第8条 知事は、前条に基づく申請者の取組が認証基準に合致していると認めるときは、当該申請者を認証するものとする。

- 2 審査及び認証に要する経費は、無償とする。

(監査)

第9条 知事は、改善の必要があると認めるときは、認証取得者に対して、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(認証の有効期間)

第10条 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過した月の属する月末の間とする。

(認証内容の変更)

第11条 認証取得者は、認証申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに知事に届け出るものとする。

(認証の更新申請)

第12条 認証取得者は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとするときは、当該有効期間が満了する日の60日前までに、知事に更新の申請をしなければならない。

2 第7条から第8条までの規定は、更新申請に係る審査及び認証について準用する。

(認証情報の公表)

第13条 知事は、制度の概要、認証基準及び認証取得者等の情報について、県のホームページ等で公表するものとする。

(認証取得者の遵守事項)

第14条 認証取得者は、関係法令を遵守しなければならない。

2 認証取得者は、生産管理、品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。

3 認証取得者は、認証基準に則した生産管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。

(認証の取り消し)

第15条 知事は、次の場合に、審査委員会の意見を踏まえ、認証を取り消すことができるものとする。

(1) 監査等の結果、認証取得者の取組が認証基準等に適合していないこと等、不適切な事実が確認され、かつ改善措置に従わない場合

(2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合

(3) その他認証取得者が信頼性を著しく損なう行為をした場合

2 知事は、認証取得者から認証取り下げの申請があった場合は、審査委員会を経ることなく認証を取り消すものとする。

(書類等の整備及び保管)

第16条 認証取得者は、認証を受けた取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、認証を受けた期日から3年間保管するものとし、知事の求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

2 知事は、審査委員会の議事録及び審査に付した現地調査結果等に関する書類について、認証をした日の属する年度の翌年度から起算して3年間保管するものとする。

(事故等の対応)

第17条 本制度により認証を受け出荷した品目について、品質等に関する事故等が発生した場合は、認証取得者がその責任を負うものとし、誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。